

障害者雇用制度と 支援について

令和6年6月3日 ハローワーク川崎北

障害者の法定雇用率改定について

法定雇用率引上げ

令和6年4月：2.5% 対象事業主の範囲が40.0人以上
令和8年7月：2.7% 対象事業主の範囲が37.5人以上

- ▶障害者を雇用しなければならない対象事業主には、以下の義務があります。
- ◆毎年6月1日時点での障害者雇用状況のハローワークへの報告
- ◆障害者の雇用の促進と継続を図るための「障害者雇用推進者」の選任（努力義務）

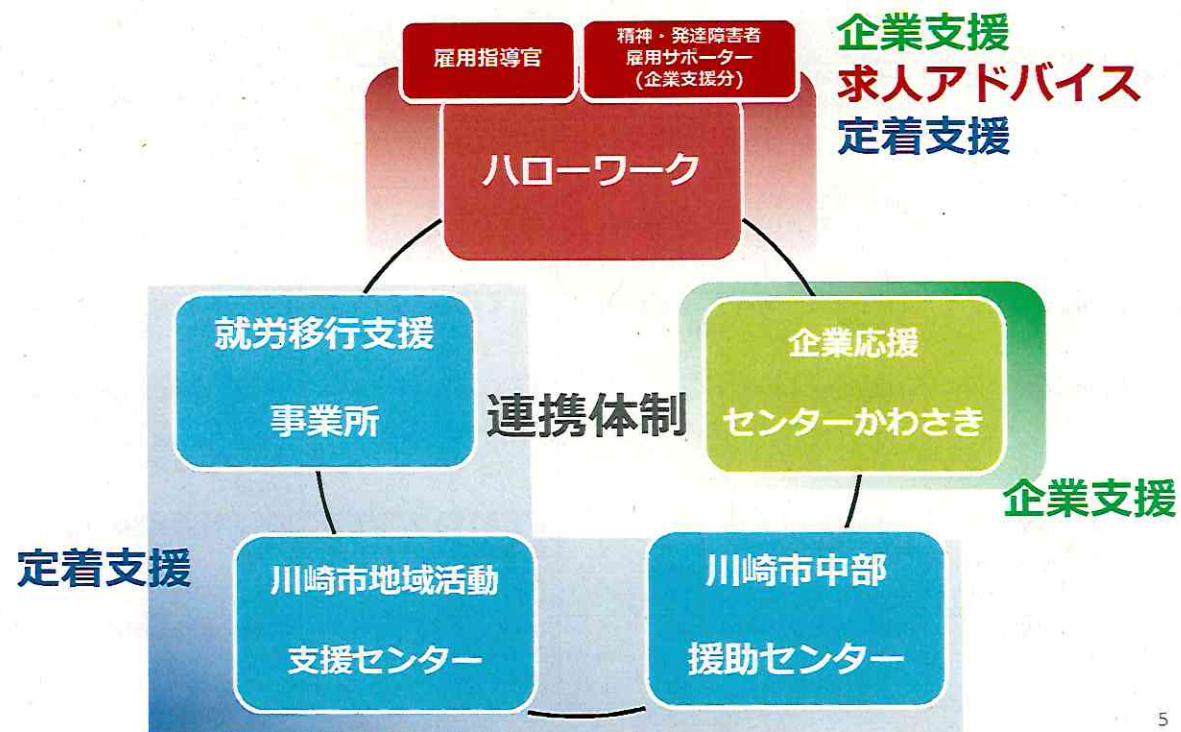
除外率引下げ（令和7年4月～）

一部業種に設定されていた法定雇用障害者数算定に対しての除外率が、10%引下げられます。（現在、10%設定されている業種は0%になります）

【具体的業種】	現行	→	引下げ後	【具体的業種】	現行	→	引下げ後
幼稚園	6.0%	→	5.0%	道路貨物	2.5%	→	1.5%
児童福祉	4.0%	→	3.0%	警備	2.5%	→	1.5%
建設	2.0%	→	1.0%	小学校	5.5%	→	4.5%
医療	3.0%	→	2.0%				
道路旅客	5.5%	→	4.5%				

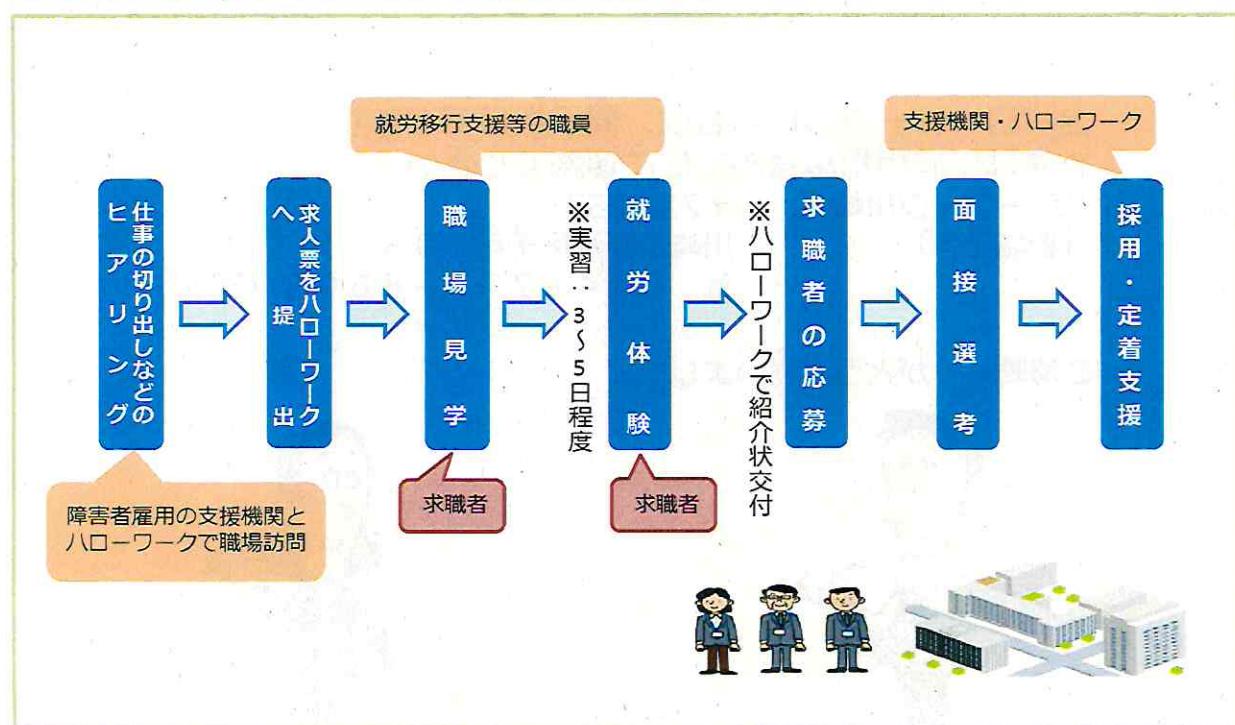
企業向けチーム支援の実施

連携体制（チーム）の構成と役割



5

各支援機関との連携した支援の流れ



6

事業主のみなさまへ

障害者の法定雇用率引上げと支援策の強化について

障害に関係なく、希望や能力に応じて、誰もが職業を通じた社会参加のできる「共生社会」実現の理念の下、全ての事業主に、法定雇用率以上の割合で障害者を雇用する義務があります。この法定雇用率の引上げと、障害者雇用の支援策の強化についてお知らせいたします。

Point

①

障害者の法定雇用率が段階的に引き上げられます。（令和6年4月以降）

	令和5年度	令和6年4月	令和8年7月
民間企業の法定雇用率	2.3%	⇒ <u>2.5%</u>	⇒ 2.7%
対象事業主の範囲	43.5人以上	<u>40.0人以上</u>	37.5人以上

▶障害者を雇用しなければならない対象事業主には、以下の義務があります。

- ◆毎年6月1日時点での障害者雇用状況のハローワークへの報告
- ◆障害者の雇用の促進と継続を図るための「障害者雇用推進者」の選任（努力義務）

Point

②

除外率が引き下げられます。（令和7年4月以降）

除外率が、各除外率設定業種ごとにそれぞれ10ポイント引き下げられ、令和7年4月1日から以下のように変わります。（現在除外率が10%以下の業種については除外率制度の対象外となります。）

除外率設定業種	除外率
・非鉄金属第一次製錬・精製業 ・貨物運送取扱業（集配利用運送業を除く）	<u>5%</u>
・建設業 ・鉄鋼業 ・道路貨物運送業 ・郵便業（信書便事業を含む）	<u>10%</u>
・港湾運送業 ・警備業	<u>15%</u>
・鉄道業 ・医療業 ・高等教育機関 ・介護老人保健施設 ・介護医療院	<u>20%</u>
・林業（狩猟業を除く）	<u>25%</u>
・金属鉱業 ・児童福祉事業	<u>30%</u>
・特別支援学校（専ら視覚障害者に対する教育を行う学校を除く）	<u>35%</u>
・石炭・亜炭鉱業	<u>40%</u>
・道路旅客運送業 ・小学校	<u>45%</u>
・幼稚園 ・幼保連携型認定こども園	<u>50%</u>
・船員等による船舶運航等の事業	<u>70%</u>



厚生労働省・都道府県労働局・ハローワーク

LL050301雇障01

<障害のある方を雇用している、または雇用しようとしている事業主の皆さんへ>

精神・発達障害者しごとサポーター養成講座 を開催しています

しごとサポーター**ポータルサイト**を開設しています。
受講者の声をはじめ、幅広い情報をご覧いただけます。

しごとサポーター 検索



精神障害、発達障害のある方々の雇用は、年々増加しています。これらの方々が安定して働き続けるためのポイントの一つは「職場において同僚や上司がその人の障害特性について理解し、共に働くまでの配慮があること」ですが、企業で働く一般の従業員の方が障害等に関する基礎的な知識や情報を得る機会は限られていました。

このため、労働局・ハローワークでは、一般の従業員の方を主な対象に、精神障害、発達障害に関して正しく理解いただき、職場における応援者（精神・発達障害者しごとサポーター）となっていただくための講座を開催しています。



精神・発達障害者しごとサポーター養成講座の概要



- ◆内 容：「精神疾患（発達障害を含む）の種類」、「精神・発達障害の特性」、
(予 定) 「共に働くまでのポイント（コミュニケーション方法）等について
- ◆メリット：講師が紹介する様々な事例を通じて、精神・発達障害についての知識や一緒に働くために必要な配慮などの理解を深めることができます。
- ◆講座時間：90～120分程度を予定
- ◆受講対象：企業に雇用されている方であれば、どなたでも受講可能です。※国・地方公共団体を除く



- ※ 今現在、障害のある方と一緒に働いているかどうか等は問いません。
- ※ 受講された方には、「精神・発達障害者しごとサポーターグッズ」を進呈予定です（数に限りがあります）。

事業所への出前講座も
あります

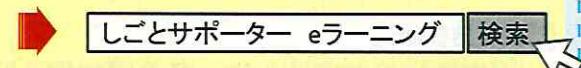
※講座の開催日程は、裏面参照

ハローワークから講師が事業所に出向きます。

受講料は無料です

e-ラーニング版を公開しています！

「まず基礎知識を学びたい」という方はぜひご利用ください。



ご留意
ください

- 「精神・発達障害者しごとサポーター」は特別な資格制度等ではありません。また、本講座の受講により、職場の中で障害者に対する特別な役割を求めるものではありません。
- 「精神・発達障害者しごとサポーター」の養成は、広く職場における精神障害、発達障害に関する正しい理解の浸透を図り、精神・発達障害者にとって働きやすい職場環境づくりを推進し、「障害者と一緒に働くことが当たり前」の社会になることを後押しすることを目的としています。

詳細やご不明な点は、労働局またはハローワークへお問い合わせください。



主催：神奈川労働局・ハローワーク 共催：神奈川県

0604